

農業委員会だより

問田布施町農業委員会事務局（経済課内） ☎ 52-5805

■農業委員会とは

農地に関する事務を執行することが地方自治法で定められた合議体の行政委員会です。農地の権利移動・転用の許可などの審議や、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・遊休農地の発生防止・新規参入促進など）に向けて活動しています。

■農地の売買や転用をする場合

農地法による手続きが必要です。まずは農業委員会事務局にご相談ください。

◇農地法

- ・権利移動を伴わない許可
宅地などに転用する場合…4条許可
- ・権利移動を伴う許可
農地のままでの権利移動…3条許可
宅地などに転用する場合…5条許可

法改正により、農業委員は選挙制から、公募の上、議会の同意を要件とする町長の任命制となりました。

現在は、7人の農業委員と7人の農地利用最適化推進委員で活動しています。

任期はいずれも令和6年3月31日までの3年間となります。

◇農業委員

役 職	氏 名
会 長	南 一成
職務代理	小坂竜一
委 員	福本卓雄
委 員	重森 陽
委 員	永田洋一
委 員	川脇幸子
委 員	今井清弘

◇農地利用最適化推進委員

担当地区（大字）	氏 名
宿井	西本浩二
川西	山城啓一
上田布施	岡野保雄
下田布施	塩田博史
波野・大波野	山本泰弘
麻郷奥・麻郷	驛重寛和
別府・馬島	木下嗣生

※許可申請は所定事項を記載した申請書に当事者が記名・押印をし、関係書類を添えて農業委員会事務局窓口で行ってください。なお、代理人申請を行う場合は行政書士など資格のある人へ依頼してください。

■農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。

許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は罰則があります。

※農地を転用した場合、転用した面積に係る固定資産税の課税額が変わります。詳細は、税務課資産税係（☎ 52-5804）へお問い合わせください。

農地転用の許可基準（農地区分）

農地区区分	要件	転用許可
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内において ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団の中で高性能農業機械での営農可能な農地	原則不許可 ※土地収用法認定事業など公益性の高い事業（第1種農地の場合をさらに限定）の用に供する場合などは許可
第1種農地	・集団農地（10ha以上まとまっている） ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可 ※土地収用法対象事業など公益性の高い事業の用に供する場合などは許可
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地	第3種農地に立地困難な場合などに許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内の農地 ・市街地にある農地（都市計画区域内用途区域内）	原則許可

一般基準（主なもの）

事業実施の確実性	●資金力と信用があるか ●転用の妨げとなる権利を有する人の同意があるか ●遅滞なく転用されるか ●他法令による許認可が得られる見込みがあるか
被害防除	●土砂の流出・崩壊など災害を発生させる心配がないか ●周囲の営農条件に支障がないか